		日	号外	ページ
八六 八三	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一一	50	一
八四 八六	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一一	50	八
八七 八九	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	一一	50	一〇
九〇	個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件	一四		一一
九一	寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件	一四		一一
九二	平成二十六年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件	二八	68	三二
九三 九四	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	二八	68	三二
九五	健康保険印紙の形式の一部を改正する件	二八	68	三三
九六	関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十六年二月二十八日までの輸入数量を告示する件	三一	特6	三
九七	平成二十五年度の初日から平成二十六年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件	三一	特6	四
九八	平成二十五年度の初日から平成二十六年二月二十八日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件	三一	特6	四
九九	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	三一	70	一六
一〇〇	所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件	三一	特6	五
一〇一	法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件	三一	特6	五
一〇二	登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件	三一	特6	五
一〇三	登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件	三一	特6	五
一〇四	印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件	三一	特6	五
一〇五	租税特別措置法第十条の二の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件の一部を改正する件	三一	特6	五
一〇六	租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件	三一	特6	五
一〇七	日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件	三一	特6	五
一〇八	生命保険料控除の対象となる生命共済に係る契約を指定する件の一部を改正する件	三一	特6	五
一〇九	相続税法施行令第一条の二第一項第七号に規定する生命共済に係る契約を指定する等の件の一部を改正する件	三一	特6	五
一一〇	相続税法施行令第一条の二第二項第五号に規定する傷害共済に係る契約を指定する等の件の一部を改正する件	三一	特6	五
一一一	輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十六年度における輸入基準数量を定める件	三一	特6	五
一一二	生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十六年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量を定める件	三一	特6	五
一一三	生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十六年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十六年度における輸入基準数量を定める件	三一	特6	六
一一四	国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準の一部を改正する件	三一	特6	六
一一五	輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件	三一	特6	六
一	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令に基づく主務大臣の定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する件	三一	70	一七
二	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省 特定事業者責任比率の一部を改正する件	三一	70	一七
三	再商品化義務総量の一部を改正する件	三一	70	一七
四	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件	三一	70	一七